

発 行 者 情 報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年5月29日

【発行者の名称】

アクシス I T パートナーズ株式会社
(AXIS IT Partners Corp.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 坂本 哲

【本店の所在の場所】

鳥取県鳥取市扇町7番地 鳥取フコク生命駅前ビル7階

【電話番号】

0857-50-0375

【事務連絡者氏名】

取締役 中原 貴之

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 T O K Y O P R O M a r k e t

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

アクシス I T パートナーズ株式会社

<https://www.t-axis.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表のときにおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相당한注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

経営指標等

回次	第32期 中間連結会計期間	第33期 中間会計期間	第31期 (連結)	第32期 (連結)
決算年月	自2024年9月1日 至2025年2月28日	自2025年9月1日 至2026年2月28日	自2023年9月1日 至2024年8月31日	自2024年9月1日 至2025年8月31日
売上高 (千円)	1,552,698	1,469,566	3,302,513	3,188,529
経常利益 (千円)	90,025	15,472	141,840	98,520
中間純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	58,513	95,846	65,596	56,191
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	410,593	410,593	410,593	410,593
発行済株式総数 (株)	247,000	1,235,000	12,350	247,000
純資産額 (千円)	1,352,850	1,345,964	1,294,338	1,350,529
総資産額 (千円)	2,230,039	2,032,724	2,299,341	2,099,048
1株当たり純資産額 (円)	1,095.43	1,089.85	1,048.05	1,093.55
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	47.38	77.61	53.11	45.50
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率 (%)	60.66	66.21	56.29	64.34
自己資本利益率 (%)	4.42	7.11	5.20	4.25
株価収益率 (倍)	—	22.68	—	38.68
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△23,500	△115,037	186,931	191,267
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,891	△7,303	△26,645	20,393
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△42,829	15,285	△46,352	△260,962
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,010,910	863,508	1,079,131	1,029,830
従業員数(外、平均臨時雇用者数) (名)	168 (18)	162 (17)	178 (16)	183 (31)

- (注) 1. 2025年9月1日付けで当社の完全子会社であった株式会社アクシスエンジニアリングを吸収合併したことに伴い、第33期より非連結決算へ移行し、当中間会計期間は発行者の経営指標等を記載しております。
2. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 1 株当たり中間配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、第31期及び第32期中間連結会計期間は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
8. 第31期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第 5 項の規定に基づき、第32期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第 3 項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第 3 項の規定に基づき、第32期中間連結会計期間（2024年 9 月 1 日から2025年 2 月28日まで）及び第33期中間会計期間（2025年 9 月 1 日から2026年 2 月28日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人の期中レビューを受けております。
9. 2025年 1 月 1 日付けで普通株式 1 株につき20株の割合で株式分割を行っております。また、2025年11月 5 日付けで普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当社は、システム開発やSES（System Engineering Service）、BPO（Business Process Outsourcing）等専門性の高い業務から、保守・運用まで一貫通したサービスを提供し、顧客や社会のニーズをもとに、業務の効率化やサービス、ビジネスモデルの変革を推進するDX（Digital Transformation）事業を行っております。そして、首都圏を中心に「スマートシティ構想」に基づいた都市開発が進むなか、地域固有の課題に寄り添い、地域のチカラで地域とともに、地域循環型社会を実現する「次世代スマートシティ創造企業」への変革を目指しています。

事業の内容は次の通りであります。なお、当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、2025年9月1日付けで当社の完全子会社であった株式会社アクシスエンジニアリングを吸収合併したことに伴い、2026年8月期より非連結決算へ移行いたしました。

（1）DX事業

①システム開発及び保守運用、その他付帯サービス

IT人材の不足という課題に対し、システム開発、システム運用、保守等、専門性の高い業務の代行から、開発案件の企画・保守・運用まで一貫通貫でサポートしています。当社のシステム開発や関連するサービスの特徴は、以下の通りです。

- ・従来のウォーターフォール型開発（*1）から急速に拡大するクラウド開発（*2）やアジャイル開発（*3）等のニーズにも積極的に対応
- ・Sier（Systems Integrator）を介した派遣と受託型の準委任契約から直商流のソフトウェア開発及び様々な関連サービスの提供
- ・単発の開発業務に加えて、運用・保守までを通じたトータルソリューションサービスの提供

②BPOサービス

これまで長期にわたりIT事業で培ってきたノウハウを活かし、システムヘルプデスクやPCのライフサイクル等専門性の高い業務を代行しています。企業の課題解決の提案、事業戦略にかかわる業務の代行、リソース不足の解消、業務の効率化、コスト削減を実現し、お客様が中核事業に集中できるようサポートしています。

③エンジニアリングサービス

ネットワークインフラ工事を核に、ネットワークやセキュリティの機器、サーバーシステム等の導入・運用・保守まで最適ソリューションの提供を行っています。特に、2021年に鹿島建設株式会社と資本提携をし、鹿島建設グループの戦略的パートナーとして、スマートシティ関連への取組、情報通信インフラソリューションの拡充、建設事業の効率化を実現するシステム構築・運用保守体制の整備等、鹿島建設グループのDX化を支援しております。

（2）その他事業

①超地域密着型生活プラットフォーム「Bird」

超地域密着型生活プラットフォーム「Bird」は、IT技術の活用に加え、配送拠点や配送網を独自に構築・運営することにより、鳥取県内で、特にラストワンマイルといわれる局所に対して、それぞれ加盟いただいている地域のスーパーやお店の品物をインターネット上で買い物できるサービス「トリスト」、地元根ざした人気店のお料理をインターネット上で注文できるサービス「トリメシ」、薬局と連携し処方薬をご自宅へ配送することで、薬局の待ち時間を有効活用できるサービス「トリメディ」を、地元の企業と連携して生活向上に資するサービスとして住民等に提供することで、大手企業には手掛けにくい地域に密着したサービスを展開しております。

②その他

地域社会貢献として、実践的なIT人材の育成を目的とした専門スクール「鳥取ITアカデミー」や、鳥取県に特化した総合求人サイト「トリビス」の運営も行っております。また、CSRの一環として、地域のフードロス課題の解決と、子ども食堂の支援を目的に地域のイベントに出店する「Axisのやさしいマルシェ」と、ご自宅に職

場に規格外野菜・余剰野菜の定期便をお届けする「A x i s のやさい定期便」を展開しています。

(※1) ソフトウェア開発の各プロセスにおいて、あらかじめ決めた順番に従い着実に各工程の開発を進めていく開発手法

(※2) クラウドサービス環境を開発基盤にして、システムやアプリケーションを開発すること

(※3) システムやソフトウェア開発におけるプロジェクト開発手法の1つであり、文字通り「素早く」開発を行う方法で、要件定義、設計、開発、テスト、リリースの工程を繰り返し行い、機能をブラッシュアップしながらプロダクトを完成させる開発手法

3 【関係会社の状況】

該当なし

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
162（17）	37.6	7.6	4,675

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（1）経営成績の概況

当社は、2025年9月1日付けで当社の完全子会社であった株式会社アクシスエンジニアリングを吸収合併したことに伴い、2026年8月期より非連結決算へ移行したため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当社は、人口最小県に本社を構える独立系ITグループならではの人材採用及び育成基盤を活かし、雇用創出と競争力ある人材育成により地域経済を活性化させるリフレーミングカンパニー（世の中に定着・固定した物事を違う枠組みで再構築する会社）の実現に向けて、これからの時代に求められる、建設DX、企業DX、地域DXの、3つの領域におけるDX事業を展開しております。

当中間会計期間（2025年9月1日～2026年2月28日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の底堅さや、旺盛な設備投資を背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、不安定な為替相場や物価上昇、地政学的リスクに伴う資源価格の変動等、先行きについては依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する情報・通信サービス産業においては、生成AI（人工知能）の急速な普及と社会実装の進展により、企業のIT投資は「従来の業務効率化」から「AIを活用したビジネスモデルの変革」へとシフトしており、高度な技術力を背景としたDX需要は極めて堅調に推移しております。

このような環境下において、当社は「Reframing（リフレイミング）」の思想のもと、最新のAI技術と長年培ったIT・通信技術を融合させ、社会や地域の課題を解決する高付加価値なサービスの提供に努めて参りました。また、持続的な成長に向けた人的資本経営の一環として、山陰地方初となる仮想株式型報酬制度「エンゲージメントストック制度」を導入し、優秀なIT人材の確保と組織力の強化に注力いたしました。

<DX事業>（売上高：1,448,064千円）

・システム開発・保守運用

企業のDX推進支援と開発パートナーの活用拡充により、鹿島建設グループ及び既存顧客からの案件を安定的に受注し、順調に推移しました。建設DX分野では、スマートビル建設における通信インフラ構築に加え、AIを活用した施工管理の効率化等を推進しております。

・BPOサービス

運用基盤の強化により、顧客のITツール運用サポートやソフトウェア維持メンテナンス業務が拡大し、堅調に推移しました。

・エンジニアリングサービス

ネットワークインフラ工事において大型ホテル案件等を獲得したものの、一部案件の消滅や受注時期のずれの影響を受けました。

<その他事業>（売上高：21,502千円）

・生活プラットフォーム「Bird」事業は、会員数や加盟店が増加し地域での認知度は高まったものの自治体向け案件等の獲得が進まず、伸長に至りませんでした。

これらの結果、売上高は1,469,566千円、営業利益は8,487千円、経常利益は15,472千円、中間純利益は95,846千円となりました。なお、当社の報告セグメントは単一のため、事業別に記載しております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、922,734千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は115,037千円となりました。主な増加要因は税引前中間純利益104,142千円、減価償却費25,258千円等、主な減少要因は抱合せ株式消滅差益106,776千円、賞与引当金の減少17,054千円、売上債権及び契約資産の増加40,152千円、未払金の減少54,458千円、法人税等の支払額15,563千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は7,303千円となりました。主な増加要因は敷金の回収による収入4,058千円等、主な減少要因は有形固定資産の取得による支出10,506千円、無形固定資産の取得による支出1,800千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は15,285千円となりました。主な増加要因は社債の発行による収入98,394千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出79,890千円等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、記載を省略しています。

(2) 受注実績

当社の事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しています。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は次の通りであります。なお、当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業区分	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
DX事業	1,448,064
その他事業	21,502
合計(千円)	1,469,566

- (注) 1. 当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比は記載しておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)
鹿島建設株式会社	444,039	30.2
株式会社カジマアイシーティ	157,661	10.7

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年11月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J－A d v i s e r との契約解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、T O K Y O P R O M a r k e t 上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当 J－A d v i s e r と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J－A d v i s e r 契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日現在において、当社が J－A d v i s e r 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J－A d v i s e r 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、または J－A d v i s e r 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り 1 カ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J－A d v i s e r 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する 1 カ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J－A d v i s e r 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J－A d v i s e r を確保できない場合は、当社普通株式の T O K Y O P R O M a r k e t 上場廃止につながる可能性があります。

なお、当発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J－A d v i s e r 契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無で J－A d v i s e r 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）、債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第 2 条第 22 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかった時。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の (a) から (c) に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 22 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

- 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）または（b）に定める場合に従い、当該（a）または（b）に定める事項に該当すること。
- （a）当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由または同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の（a）または（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにT O K Y O P R O M a r k e tに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併またはiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期限内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次のaまたはbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がT O K Y O P R O M a r k e tに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において 1 個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議または決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認める時。

⑳ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止になります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-A d v i s e r 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

(資本提携契約)

契約会社名	相手先の 名称	相手先の 所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
アクシスITパートナーズ株式会社	鹿島建設株式会社	日本	2021年11月26日	2021年11月26日から 当契約が解除されるまで	1. 出資及び事業協力 (協力内容) ①システム構築・運用 保守体制の充実化 ②情報通信工事の機能 強化 ③IT人材教育 2. 他の契約の制限 本契約の履行を妨げる こととなる契約の締結 又は合意を行わない事

(吸収合併契約)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社ソネットを吸収合併することを決議し、同日付で2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併契約を締結いたしました。

詳細については、「第6【経理の状況】【中間財務諸表等】(1)【中間財務諸表】注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当中間会計期間における研究開発活動は、主に次世代サービス基盤の構築に向けた調査・検討を中心に行っております。

当中間会計期間における研究開発活動の主な内容は、トリメディオンライン診療システムの導入に向けた市場調査及びシステム要件の検討委託で、研究開発費の総額は600千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、2025年9月1日付けで当社の完全子会社であった株式会社アクシスエンジニアリングを吸収合併したことに伴い、2026年8月期より非連結決算へ移行したため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間財務諸表を作成するに当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における総資産は2,032,724千円となりました。

流動資産は1,440,693千円となり、その主な内訳は、現金及び預金が923,740千円、売掛金が359,528千円、契約資産が57,090千円、前払費用が60,683千円であります。

固定資産は592,030千円となり、その主な内訳は、建物が283,980千円、リース資産が25,167千円、ソフトウェアが24,615千円、繰延税金資産が63,116千円、敷金が94,376千円であります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は686,760千円となりました。

流動負債は310,862千円となり、その主な内訳は、買掛金が103,486千円、1年内返済予定の長期借入金が43,572千円、未払金が65,648千円であります。

固定負債は375,897千円となり、その主な内訳は、社債が100,000千円、長期借入金が144,879千円、退職給付引当金が71,952千円であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は1,345,964千円となりました。その主な内訳は、資本金が410,593千円、繰越利益剰余金が564,488千円であります。なお、自己資本比率は66.21%となりました。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)経営成績の概況」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載の通りであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要は主に開発費及び事業運営費であり、これらの費用は、通常の営業活動によるキャッシュ・フローから得た自己資金のほか、社債、銀行借入により調達し、自己資金は、すべて銀行預金とし、資金の流動性を確保しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載の通りであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(発行者)

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)
		建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地 (面積㎡)	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (鳥取県鳥取市)	事業用社屋	45,314	8,189	—	546	19,485	73,534	80(1)
東京オフィス (東京都港区)	事業用社屋	64,638	6,829	—	72	3,922	75,461	52(2)
Next. (鳥取県鳥取市)	事業用社屋	139,273	2,897	3,344 (245.7)	—	—	145,514	0(0)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を () 内に外数で記載しております。

3. 当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末現在における設備の新設、除却等の計画は次の通りであります。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

- ・松江オフィスの新設について記載します。

目的 : 事業拡大

拠点名 : 松江オフィス (所在地 : 鳥根県松江市)

開設 : 2026年8月予定

設備の内容 : 事務所等 (賃貸借)

投資予定額 : 未定

資金調達方法 : 自己資金開設

(2) 重要な設備の除却等

- ・米子オフィス (鳥取県米子市) を、松江オフィスの開設に伴う移転・集約のため閉鎖 (2026年8月予定) する予定です。
- ・業務効率化を図るため、千代水BPOセンターの機能を本社に移転することから千代水BPOを2026年5月に閉鎖します。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間末 現在発行数 (2026年2月28日) (株)	公表日現在 発行数 (2026年5月29日) (株)	上場金融商品取引所名または登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,300,000	65,000	1,235,000	1,235,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,300,000	65,000	1,235,000	1,235,000	—	—

(注) 2025年10月15日開催の定時取締役会により、2025年11月5日付で普通株式1株につき5株の株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は1,040,000株増加し、1,300,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年11月5日 (注)	988,000	1,235,000	—	410,593	—	370,593

(注) 株式分割 (1:5) によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数 の割合 (%)
SPC株式会社 (注) 1	鳥取県鳥取市西町5丁目105番地	500,500	40.5
坂本 哲	鳥取県鳥取市	244,000	19.8
鹿島建設株式会社	東京都港区赤坂1丁目3番1号	130,000	10.5
株式会社MiYa (注) 2	東京都大田区中馬込1丁目8番7号	115,000	9.3
宮本 徹	東京都大田区	75,000	6.1
山下 香世	鳥取県鳥取市	47,500	3.8
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10番地	45,000	3.6
株式会社翠山 (注) 3	鳥取県鳥取市興南町126番地2	20,000	1.6
横田 隆	神奈川県横浜市港南区	19,000	1.5
株式会社鳥取銀行	鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地	10,000	0.8
計	—	1,206,000	97.7

- (注) 1. SPC株式会社は、当社の代表取締役である坂本哲氏の資産管理会社であります。
2. 株式会社MiYaは、当社の専務取締役である宮本徹氏の資産管理会社であります。
3. 株式会社翠山は、山下香世氏の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,235,000	12,350	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,235,000	—	—
総株主の議決権	—	12,350	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

なお、当社は当中間会計期間末日後の2026年4月14日開催の取締役会決議に基づき、同年4月15日に普通株式24,000株を自己株式として取得しております。上記『自己株式等』及び『議決権の状況』の記載は、当該取得前の2026年2月末現在の状況を記載しております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PROMarketにおける取引価格であります。

2．2025年9月から2026年2月にかけて売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 前事業年度においては連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間においては中間財務諸表を作成しております。このため、当中間財務諸表には比較情報を記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	923,740
売掛金	359,528
契約資産	57,090
商品及び製品	367
仕掛品	19,109
原材料及び貯蔵品	818
前払費用	60,683
その他	19,355
流動資産合計	1,440,693
固定資産	
有形固定資産	
建物	427,763
減価償却累計額	△143,783
建物（純額）	※1 283,980
構築物	3,099
減価償却累計額	△1,248
構築物（純額）	1,850
車両運搬具	3,837
減価償却累計額	△3,772
車両運搬具（純額）	64
工具、器具及び備品	157,632
減価償却累計額	△136,023
工具、器具及び備品（純額）	21,609
土地	※1 13,858
リース資産	35,089
減価償却累計額	△9,922
リース資産（純額）	25,167
有形固定資産合計	346,531
無形固定資産	
ソフトウェア	24,615
その他	10,653
無形固定資産合計	35,269
投資その他の資産	
投資有価証券	40,900
長期貸付金	2,000
繰延税金資産	63,116
敷金	94,376
その他	11,836
貸倒引当金	△2,000
投資その他の資産合計	210,229
固定資産合計	592,030
資産合計	2,032,724

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年2月28日)

負債の部

流動負債

買掛金	103,486
1年内返済予定の長期借入金	※1 43,572
リース債務	7,725
未払金	65,648
未払法人税等	7,984
未払消費税等	23,357
契約負債	7,993
賞与引当金	19,533
資産除去債務	5,979
その他	25,581
流動負債合計	310,862

固定負債

社債	100,000
長期借入金	※1 144,879
リース債務	19,958
賞与引当金	21,000
退職給付引当金	71,952
資産除去債務	16,298
その他	1,808
固定負債合計	375,897

負債合計

686,760

純資産の部

株主資本

資本金	410,593
資本剰余金	
資本準備金	370,593
資本剰余金合計	370,593

利益剰余金

利益準備金	290
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	564,488
利益剰余金合計	564,778

株主資本合計

1,345,964

純資産合計

1,345,964

負債純資産合計

2,032,724

② 【中間損益計算書】

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日)	
売上高	1,469,566
売上原価	1,002,072
売上総利益	467,493
販売費及び一般管理費	※1 459,005
営業利益	8,487
営業外収益	
受取利息	219
受取家賃	1,535
雇用助成金・奨励金	4,287
スクラップ売却益	513
受取出向料	1,394
雑収入	1,200
貸倒引当金戻入額	1,000
営業外収益合計	10,152
営業外費用	
支払利息	1,708
社債発行費	1,459
雑損失	0
営業外費用合計	3,167
経常利益	15,472
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	106,776
特別利益合計	106,776
特別損失	
減損損失	※2 13,798
合併による未実現利益修正損	4,306
特別損失合計	18,105
税引前中間純利益	104,142
法人税、住民税及び事業税	604
法人税等調整額	7,691
法人税等合計	8,296
中間純利益	95,846

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年9月1日
至 2026年2月28日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	104,142
減価償却費	25,258
敷金償却	4,028
合併による未実現利益修正損	4,306
抱合せ株式消滅差益	△106,776
減損損失	13,798
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△17,054
移転費用引当金の増減額 (△は減少)	△2,948
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	6,772
雇用助成金・奨励金	△4,287
スクラップ売却益	△513
受取利息及び受取配当金	△219
支払利息	1,708
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△40,152
その他の債権の増減額 (△は増加)	△26,793
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△8,737
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,012
未払金の増減額 (△は減少)	△54,458
その他の債務の増減額 (△は減少)	△250
未払消費税等の増減額 (△は減少)	6,345
その他	1,533
小計	△103,310
雇用助成金・奨励金の受取額	4,287
スクラップ売却による収入	513
利息及び配当金の受取額	234
利息の支払額	△1,199
法人税等の支払額	△15,563
営業活動によるキャッシュ・フロー	△115,037

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△10,506
無形固定資産の取得による支出	△1,800
貸付金の回収による収入	1,000
敷金の差入による支出	△55
敷金の回収による収入	4,058
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,303

(単位：千円)	
当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△79,890
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△3,219
社債の発行による収入	98,394
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,285
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△107,055
現金及び現金同等物の期首残高	863,508
連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	166,282
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 922,734

【注記事項】

（会計上の見積りの変更）

当中間会計期間において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、資産除去債務残高及び当該資産除去債務に係る有形固定資産より2,850千円を減額しております。

なお、当該見積りの変更による税引前中間純損益金額に対する影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次の通りであります。

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
建物	138,841千円
土地	3,344
計	142,185

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	43,572千円
長期借入金	144,879
計	188,451

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は、次の通りであります。

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	-
差引額	400,000

3 偶発債務

当社は、株式会社青島文化教材社（以下、「原告」といいます。）より、2021年10月22日付で静岡地方裁判所において訴訟を提起されました。

（1）訴訟の内容及び提起に至った経緯

当社が2015年1月22日に納品した生産管理システムとドキュメント管理システム等に関して、①提案依頼書（RFP）等の成果物の交付がないことを理由として契約の解除を主張し、原状回復義務の履行としての請求、②2015年7月15日付で発注したシステムが完成していないと主張し、当社の債務不履行として損害賠償を請求する調停の申し立てがなされました。2021年10月11日に調停不成立となったため、2021年10月22日訴訟提起に至ったものであります。

第一審である静岡地方裁判所においては、2026年1月16日に当社の主張が全面的に認められ、原告の請求を棄却する当社勝訴の判決が言い渡されました。しかしながら、これを不服とする原告から2026年1月30日に控訴が提起されたため、現在、東京高等裁判所において控訴審が係争中であります。

当社としては、引き続き原告の請求は根拠のないものと考えております。なお、現時点において同訴訟に関する影響額を合理的に見積ることができないため、当該偶発債務に係る引当金は計上しておりません。

（2）訴訟の目的の価額

25,326千円（うち①3,780千円、②21,546千円）、及び遅延損害金

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
役員報酬	54,284千円
給料手当	82,130
賞与引当金繰入額	3,687
退職給付費用	1,445
地代家賃	46,784
減価償却費	22,343

※2 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

用途	場所	種類	金額 (千円)
共用資産	鳥取県	建物	12,081
		工具、器具及び備品	1,717
	計		13,798

(減損損失の認識に至った経緯)

共用資産については、鳥取サテライトオフィスの解約の決定等により、当該資産を他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は、サービス区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

当社は、減損の兆候がある資産または資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。減損損失の金額を検討するに当たり、その資産グループにおける回収可能価額を使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	923,740千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△1,006
現金及び現金同等物	922,734

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年6月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社アクシスエンジニアリングを以下の通り吸収合併することを決議し、2025年9月1日を効力発生日とする吸収合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称	株式会社アクシスエンジニアリング
事業の内容	ネットワークシステムの設計・構築及び施工・運用・保守

(2) 企業結合日

2025年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社アクシスエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）

(4) 結合後企業の名称

アクシスITパートナーズ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社アクシスエンジニアリングは当社の100%子会社で、ネットワークシステムの設計・構築及び施工・運用・保守を行って参りました。今般、当社はグループ内における事業再編の一環として、経営資源の集中と効率的な事業運営を図るため、当社が株式会社アクシスエンジニアリングを吸収合併することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは単一であり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは単一であり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発関連 (企業・自治体)	システム開発関連 (建設)	その他	合計
外部顧客への売上高	540,864	907,198	21,502	1,469,566

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	売上高
鹿島建設株式会社	444,039
株式会社カジマアイシーティ	157,661

(注) 当社の報告セグメントは単一であるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の報告セグメントは単一であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	77.61円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2025年11月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2026年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり中間純利益」を算定しております。
3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益(千円)	95,846
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	95,846
普通株式の期中平均株式数(株)	1,235,000

(重要な後発事象)

(株式会社ソネットの吸収合併)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社ソネットを以下の通り吸収合併することを決議し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称	株式会社ソネット
事業の内容	ソフトウェア開発・保守、パソコン及び周辺機器販売等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ソネットは、山形県エリアを中心にソフトウェア開発・保守、パソコン及び周辺機器販売等を行うことを目的に、1993年11月に設立された会社で、特許を取得した「楽経シリーズ」といった経営管理関連のパッケージ化されたシステムソフトを開発する等、独自の技術力と経験豊富な人材を有しています。

今般、当社では開発体制を強化し、事業拡大の推進速度を向上させることを目的に、同社を吸収合併することを決定いたしました。

(3) 企業結合日

2026年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社ソネットを消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アクシスITパートナーズ株式会社

(6) 取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率	0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,000千円
取得原価		3,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

6. その他重要な特約

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において、株式会社ソネットとの間で金銭消費貸借契約を締結することを決議し、2026年3月27日付で貸付を実行しております。尚、下記（4）より、当該合併が2026年4月1日に効力を発生したため、本貸付は消滅しております。

貸付金の概要

（1）貸付先	株式会社ソネット
（2）貸付金額	27,872,000円
（3）貸付実行日	2026年3月27日
（4）返済期限・方法	当社及び株式会社ソネット間の合併の効力発生をもって消滅する。 なお、当該合併が2026年4月1日に効力発生しなかった場合、2026年4月2日に一括返済する。
（5）年利率	1.38%
（6）担保、保証の有無	無
（7）資金用途	株式会社ソネットにおける主要借入先への返済資金

（無担保社債（私募債）の発行）

当社は、2026年3月26日に次の通り第2回無担保社債（株式会社鳥取銀行保証付および適格機関投資家限定）を発行いたしました。

無担保社債（私募債）の概要

（1）社債の名称	アクシス I T パートナーズ株式会社第2回無担保社債 （株式会社鳥取銀行保証付および適格機関投資家限定）
（2）社債の額面総額	100,000,000円
（3）各社債の額面金額	100,000,000円
（4）利率	年1.280%
（5）払込期日	2026年3月26日
（6）償還期限	2029年3月26日
（7）総額引受人	株式会社鳥取銀行
（8）資金用途	運転資金

(自己株式の取得)

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下の通り実施いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元の拡充を図るためであります。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 28,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 2.27%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 49,280,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2026年4月15日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付 |

3. 自己株式の取得結果

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 24,000株
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 1.94%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 42,240,000円 |
| (4) 取得日 | 2026年4月15日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付 |

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 5 月 28 日

アクシス I T パートナーズ株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

有 岡 照 晃

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山 下 大 輔

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアクシス I T パートナーズ株式会社の 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日までの第 33 期事業年度の中間会計期間（2025 年 9 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシス I T パートナーズ株式会社の 2026 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書におい

て中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。